

ご 案 内

当院の施設基準・加算項目は下記の通りです。

1. 精神病棟入院基本料 15 : 1 (常時配置)
(患者様 15 人に対して看護師 1 人の配置)
2. 看護補助加算 1 (常時配置)・看護補助体制充実加算 1
(患者様 30 人に対して看護補助者 1 人の配置)
3. 精神療養病棟入院料
4. 入院時食事療養 (I) 食堂加算
(管理栄養士によって管理された適時適温食を提供しています。)
※朝食 7 時 30 分～ 昼食 11 時 30 分～ 夕食 18 時 00 分～
5. 薬剤管理指導料
6. 療養生活継続支援加算
7. 療養環境加算
8. 精神科身体合併症管理加算
9. 医療保護入院等診療料
10. 精神科作業療法
11. 精神科デイケア「大規模なもの」
12. 精神科ショートケア「大規模なもの」
13. 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
14. コンピューター断層撮影
(CT 撮影及びMRI 撮影 16 列以上 64 列未満マルチスライス)
15. がん治療連携指導料
16. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算 (注②に掲げる)
17. 入院ベースアップ評価料 16
18. 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
19. 医療事故防止対策委員会設置
20. 院内感染対策委員会設置
21. 褥瘡対策委員会設置
22. 行動制限最小化委員会設置
23. 徳島県精神科救急医療施設の指定

令和 7 年 7 月 1 日